

2020 年 7 月 27 日

文部科学省
文部科学大臣 殿

2021（令和 3）年度
特別支援教育関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏伸
〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6 階
TEL 03-3545-3380
asj@autism.or.jp
(担当 大岡)

日ごろよりの、自閉スペクトラム症（以下、ASD という）をはじめとする発達障害への理解の促進・理解に向けてのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、重度の知的障害を伴う方から高機能・アスペルガー症候群と呼ばれる方まで、全ての ASD 当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。近年では、障害特性に由来する個々の状態像の多様化により、支援ニーズが大きく広がっており、それに対応すべき課題も少なくありません。

予算要望に先立ち、まずお願いしたいこととして、学習指導要領等に記載してある「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し…」や不適切な文言の修正をお願いします。障害者権利条約に批准し、2016 年 4 月に障害者差別解消法を施行したにもかかわらず、障害を持つ本人の問題と思わせる文言は修正すべきと考えます。障害の克服を主眼にするのではなく、障害を前提として適切な教育が行われることを望みます。また、「心身の故障」という表現は不適切です。

*特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第 1 章 総則 第 1 節 教育目標

3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

*特別支援学校高等部学習指導要領 第 8 章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

*平成五年文部省告示第七号（学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件

1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。

次年度の予算に対する要望として、弊協会から以下 3 点について要望いたします。

1. 「合理的配慮」に基づいた教育環境の整備について
2. 支援体制の強化について
3. 新型コロナウイルスへの対応と児童・生徒の生活の安定

1. 「合理的配慮」に基づいた教育環境の整備について

○合理的配慮を求めるための情報の提供と合理的配慮の進め方について、教育委員会に周知をお願いします。

多くの障害当事者及びその保護者が、「合理的配慮を求めたくても誰にどのように伝えればいいのかかわからない」、「勇気を振り絞って申し上げても、管理職や担任に断られたらそれ以上どうしていいのかかわからない」、という状態にあります。障害当事者及びその保護者に向けて、適切に合理的配慮を求めるための指針となるような情報（根拠として求められる材料、合意形成までの流れ、学校で認めてもらえなかった場合の相談先、事例集など）が提供されるように、教育委員会に周知をお願いします。

○合理的配慮がされた結果、長期的にどのような成果・効果が得られたかの具体的な検証をお願いします。また好事例について、教育現場に還元できるようにしてください。

○教職員の自閉症理解と専門性向上のため、教員養成課程に発達障害の講座を必修科目として位置づけてください。

○発達障害の専門免許状を他の障害の免許状と同等に位置付け、教員の発達障害への対応改善をお願いします。

○福祉・教育・医療の全ての高等教育の教育課程に於いて ASD を始め、発達障害について、系統立てて学ぶ機会を増やしてください。

○児童・生徒への理解の促進や障害全般について偏見や差別をなくすため、小中高の授業で、「障害」に関するカリキュラムの義務化を行ってください。

2. 支援体制の強化について

切れ目のない支援体制を構築ください。児童・生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援が受けられるようにしてください。

○特別支援学校・特別支援学級の定員の検討と支援員の配置等の弾力的な運用をお願いします。

特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童・生徒が増え、子どもの障害も多岐にわたるため、クラスの実情を考慮した弾力的な教員・支援員の配置ができるようにしてください。

○義務教育以降多様な進路を選べるようになりましたが、進路情報が不足している状況の改善をお願いします。

知的障害を伴わない ASD をはじめとする発達障害の生徒の増加にともない、中学卒業後の進路が多様化しています。通常学級に在籍しているが高校は特別支援学校も選択肢に入れるという

ケースも増えてきました。通常学級に在籍している場合、いわゆる「普通の学校」以外の進路情報がほとんどなく、例えば「特別支援学校では高卒資格は取れないと知らなかった」「もっと早く知っていればこんな選択はしなかった」などの事例が報告されています。

○不登校の背景に ASD をはじめとする発達障害があるケースについて、2011 年 8 月に行われた文科省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」では、「不登校の中で発達障害の割合が 3 割くらい」と言われています。そうした児童・生徒を長期のひきこもりに至らせないための施策の充実を、国の責任で行って下さい。また、フリースクールを利用する家庭への経済的支援を創設してください。

○吃音で言葉を流暢に話すことに困難をかかえる児童生徒や場面緘黙の児童生徒への配慮を周知してください。

ASD を含む発達障害児の場合、吃音となる児童・生徒も少なくありません。吃音の生徒の半数以上が学校でいじめに合っているという調査があります。吃音に対する正しい理解と適切な関わりをお願いします。

同様に、自閉症を含む発達障害児の場合、場面緘黙となる児童・生徒も少なくありません。場面緘黙の児童生徒が学校でいじめに合わないよう、学校において十分に認識し、適切な関わりをお願いします。

○特別支援学校のスクールバスを配備する上で、スクールバスを必要とする知的障害教育部門高等部の生徒が存在することを考慮し、必要があれば利用できるようにしてください。

知的障害教育部門高等部の生徒は、自立と社会参加という目的の下にスクールバスが原則利用できなくなっています。「通学」そのものが高いハードルであってはならないと思います。

○厚労省と協働で行う「トライアングル・プロジェクト」や、「共生に向けた『学び』の質の向上プラン」において、福祉と教育の連携のために地域連携推進マネージャー等を活用し、積極的に福祉と教育の関係構築の場を設置してください。

○小学校入学前に特別な支援が必要な児童については、児童の特性、必要な配慮や支援について入学前に通っていた全ての機関、事業所に丁寧に調査を行い、学校入学時から適切な配慮や支援が受けられるよう対応を要望します。

○入学後は横の連携として、放課後等デイサービス事業所や移動支援事業所等の事業所と、相談支援専門員を含めての支援会議を実施し、支援の一貫性を図って下さい。

○通常の高等学校において特別なニーズをもつ生徒への配慮をお願いします。

① 通常の高等学校における特別支援教育の体制を強化

通級の取り組みが開始されましたが、高等学校の全ての教師に対し、ASD などの発達障害の理解と具体的な支援についての研修の実施を要望します。

② 私立の高等学校、通信制の高等学校についても、障害に応じた適切な教育が行われるよう、公立の高等学校に準じた体制づくりを要望します。

3. 新型コロナウイルスへの対応と児童の生活の安定

新型コロナウイルスの対策として、休校を中心とした対策が行われましたが、生徒本人や家族にとっては、極めて大きな影響を持つものであり、障害のある児童にとってはさらに大きな影響を及ぼしています。今後の対応についての工夫をお願いします。

①一時預りの条件、スクールバスや給食等の提供について、今後のためにも緊急時対策マニュアルを整備してください。

突然の休校で、特別支援学校でも、学校によって対応が違っていました。地域性もあると思いますが、一時預りの条件、スクールバスや給食等の提供について、今後のためにも緊急時対策マニュアルを整備してください。その際、保護者の事情や、行動障害等によって自宅で過ごすことが難しい障害児に配慮し、一時預りや校庭開放等を取り入れた内容にしてください。

②小卒→中学入学の時期と重なった場合など、段階的でよいので中学への登校の機会を設けてください。

卒業と同時に小学校からの健康観察、課題についてのフォローがなくなり、入学先中学からは個別の対応がなく、子供に関する保護者の負担がとて大きくなっています。また、学校再開に向けたイメージが持てず、子どもが前向きになれないというケースも見受けられます。中学入学式も簡略化されたもので、その後制服を着る機会もないので中学生になったという自覚も持ちづらいという声も聞かれます。段階的でよいので中学への登校の機会を設けてください。

③休校中の生徒の登校機会の確保や ICT を有効活用した授業によって、障害児一人ひとりに合わせた多様な学びの補償をお願いします。

通常級で行われているオンライン授業の形態を特別支援学級や学校でも積極的に取り入れてください。障害のある子ども達への教育は、一方的に知識を教えるだけでは意味がなく、実体験、教師や周りの友達との双方向のコミュニケーションが不可欠ですが、休校によりその機会が失われています。オンラインによる同時双方向の授業や HR で補ってください。また、決まった時間に先生やクラスメイトとつながる時間があることは、生活リズムを整え気持ちの安定につながります。個々の生徒のニーズに合わせて、すぐにでも取り入れてください。

④今後も感染拡大による休校・再開はあり得ると思いますが、その際は準備期間を設けて日程を発表してください（校内に感染者が出た場合の一時的な閉鎖は除く）。

学校現場においては、休校・再開について、児童・生徒に丁寧な説明をし、本人が理解できるような配慮をお願いいたします。

⑤感染拡大収束後になると思いますが、特別支援学校高等部 3 年生について、実習を十分に行った上で進路を決定できるようにしてください。

進路決定が卒業に間に合わない場合も、学校の指導の下で実習を行えるようにするなど、柔軟な対応をお願いします。

特に外部実習については、会社や事業所と連携し、混乱のないようにして下さい。

以上